

平成 29 年度第 2 回 大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会 会議要旨

- 1 開催日時 平成 29 年 12 月 4 日（月） 14 時 00 分～
- 2 開催場所 大阪市役所地下 1 階 第 11 共通会議室
- 3 出席委員 多田羅委員（専門分科会長）、早瀬委員（保健福祉部会長）、中尾委員（保健福祉部会長代理）、芥川委員、家田委員、乾委員、大槻委員、大橋委員、木下委員、後藤委員、高橋委員、筒井委員、手嶋委員、道明委員、野口委員、瀨田委員、光山委員、矢田貝委員、山川委員、山本委員

4 議 事

- 1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について ……資料 1 - 1～資料 1 - 7
 - （1）総論・各論・具体的施策、施策の推進体制について
 - （2）施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標・介護保険給付に係る費用の見込み等について
- 2 パブリック・コメントの実施について ……資料 2
- 3 その他

5 配付資料

- （1）大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）素案
 - 1 - 1 総論（第 1 章～第 6 章）
 - 1 - 2 各論（第 7 章）
 - 1 - 3 具体的施策（第 8 章）
 - 1 - 4 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標（第 9 章）
 - 1 - 5 介護保険給付に係る費用の見込み等（第 10 章）
 - 1 - 6 施策の推進体制（第 11 章）
 - 1 - 7 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）素案（概要版） 付属資料として A 3 概要版
- （2）大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施について

（参考資料）

- 1 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿
- 2 第 7 期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定スケジュール(案)
- 3 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における委員意見及び本市の考え方

6 会議要旨

【議題 1 - (1)】

事務局から、資料 1 - 1 ~ 1 - 3、1 - 6 ~ 1 - 7 及び参考資料 3 に基づき、計画の総論・各論・具体的施策、施策の推進体制について説明。

(主な意見等)

【資料 1 - 2 について】

- ・ 高齢者の病態として高血圧や糖尿病等いろいろあるが、今回の修正の内容は、認知症との関係性があるという視点からしか記載されていない。これらの病態は、認知症との関係性という書き方ではなく、高齢者の病態として個別に記載いただきたい。
- ・ 虐待を受けた高齢者が、やむを得ない措置の決定後の成年後見人がついたあと、後見人の技量の問題もあるが、やむを得ない措置に移行する過程で養護者とのトラブルなどが起こり、成年後見人が苦勞しているという状況があるが、成年後見人に対しての行政からの支援やフォローなどは行われているのか。
- ・ 「今後は「介護予防ポイント事業」に参加する高齢者をより一層増加させる」、「社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実させる」という表現について、この部分における主体はそれぞれの民間であるので、「活性化する」などの表現にし、市が市民に「させる」という表現は避けた方が良いのではないか。
- ・ 本文中に「推進」という記載があるが、行政の役割としては、「支援」という役割の方が正しいのではないか。

【資料 1 - 3 について】

- ・ サービス付き高齢者向け住宅について、中重度の方である要介護 3 以上の方が入居することが多くなったと言われている。平成 28 年度実績でも 6,826 件となっており、一応見守相談も行えるということになっているが、中重度の方々が適切な医療・介護を受けるということに関しては、非常に不十分であると結論付けられている。このような状況を踏まえて、「サービス付き高齢者向け住宅」の 3 行目「関係部局が連携し」の前に、「中重度者の入居が増え、適切な医療と介護が提供されるよう」というような内容を追記していただきたい。
- ・ 地域包括支援センターは今後重要な役割を担っていくと考えている。人口や地域の活動等、各区の状況が異なる状況で、拡充していかななくてはいけないのではないか。また、それらのデータを可視化していくことが必要であり、それらの情報を大阪市の各部局間で横断的に共有していただきたい。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、これまでは普通の

住居で医学総合管理料をとれていたが、平成 29 年 4 月からは施設の扱いとなったので、報酬的には非常に低くなってしまった。その結果、在宅医療の充実に関して少し後ろ向きになっていくような状況となっているため、こういった現状を踏まえながら記載していただきたい。

【議題 1 - (2)】

事務局から、資料 1 - 4 ~ 1 - 6 に基づき、施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標・介護保険給付に係る費用の見込み等について説明。

【資料 1 - 4 について】

- ・ 施設の整備目標数について、高齢者人口の増加等という根拠に基づき設定していることはわかるが、数値の数的根拠についての記載がないので、もう少し具体的に記載するべきではないか。また、高齢者にとっては、特別養護老人ホームに入所できるかどうかは非常に関心の度合いが高い内容であるので、大阪市では 1 年以内に入所できるという説明の根拠はどこからきているのか等について記載するべきではないか。
- ・ 住民主体とはどのようなことをしていこうとしているのかが分からないので、具体的な内容を記載する必要があるのではないか。また、住民主体という記載はあるが、ここに書いてあるのは道具だけを貸すという内容しか見えてこない。地域で取組みを進めてほしいというのであれば、具体的に行政がどのようにフォローしていくのかについての記載があってもいいのではないか。

【資料 1 - 5 について】

- ・ 「法的位置づけのない高齢者用賃貸住宅等の住まいについては、適切な介護サービスの提供確保の観点から」という記載について、例えば、地域密着型サービスと医療の連携について、連携をとっている医療機関は施設から車で相当時間がかかる場所に位置している。そのような状況で、入所者が急変した場合にはどのように対処するのか。本来であれば、かかりつけ医がいて、入所者に関する十分な資料をもとに適切な医療を提供する体制が整備されるものであるが、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者については、体調の急変などが生じた場合に適切な医療につなげる体制が希薄になっていないかが心配である。

【その他のご意見】

- ・ 福祉用具の高齢者の利用方法について、通所リハのところの統計でデイケアがまとめて書かれているが、短時間のものと 4 ~ 6 時間の長時間のデイケアはまったく意味が異なる。国の要望としても短期を増やしたいという意向があると聞いている。今回は、紙面の関係もあり仕方がないと思うが、今後は、そういった観点での評価を行っていくことも検討いただきたい。

- ・ 福祉用具については、購入等されてからずっと同じものを使用されている方が多い。杖の先などのゴムを磨り減っていてもそのまま使っている方も多い。こういった事象について医療や介護の専門職が気づくことが重要であるが、全てを気づくことはできない。その方にあった用具を使わなければリスクも高まるため、そういったチェックを行っていく仕組みも必要になってくるのではないかと。
- ・ 今年度は、福祉、介護、健康、地域福祉等様々な計画が策定されるとともに、パブリック・コメントが実施される機会であるので、パブリック・コメントが終わったあと、次回の高齢者福祉専門分科会では、是非その結果等をお示しいただきたい。

【議題2】

事務局から、資料2に基づき、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施について説明。

(主な意見等)

- ・ 特になし